

どうなるの？ 裁判員制度

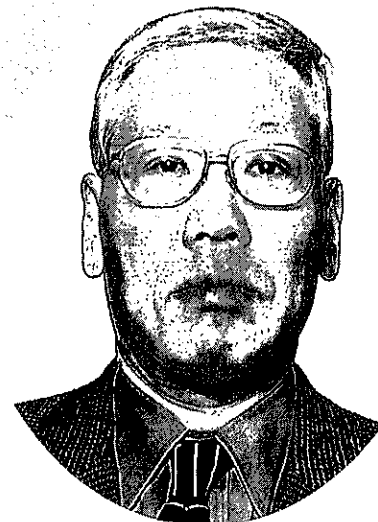
—国会論戦を前にして—



四宮 啓

(司法制度改革推進本部
裁判員制度・刑事検討会委員
/弁護士)

パネリスト



塩 雅晴

(読売新聞大阪本社論説委員)

入場無料

申込みは不要ですので、
直接会場へお越し願います。

2004年**3月19日**(金)午後**6時30分**
(開場:6時)

大阪弁護士会館6階ホール

主催：大阪弁護士会／司法改革大阪各界懇談会

後援：大阪府／大阪市

裁判員制度の立法化作業が、いよいよ最終段階になりました。裁判員制度の骨格について、与党の自民党と公明党の間で合意が成立しました。それに基づいて、政府の司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会には、裁判員制度と刑事裁判改革の骨格案が示されました。2月27日ころには法案をまとめて内閣が閣議決定し、国会に提出されることとなります。国会論戦は4月ころから始まると予想されます。

今回示された法案の内容は、私たち市民が参加しやすいものになっているのでしょうか。判りやすい裁判に変わるのでしょうか。推進本部の検討会に示された骨格案を見る限り、裁判員制度の内容についても、刑事裁判改革の内容についても、いろいろな問題点を含む法案になるのではないかと思います。

そこで、検討会の委員として大奮闘された四宮啓弁護士と、読売新聞大阪本社の論説委員塩雅晴さんをお招きして、法案の国会審議が始まる直前の3月19日、法案の問題点について掘り下げるパネルディスカッションを行い、今後私たちが国会に向けてどのような働きかけをしていくのか話し合います。

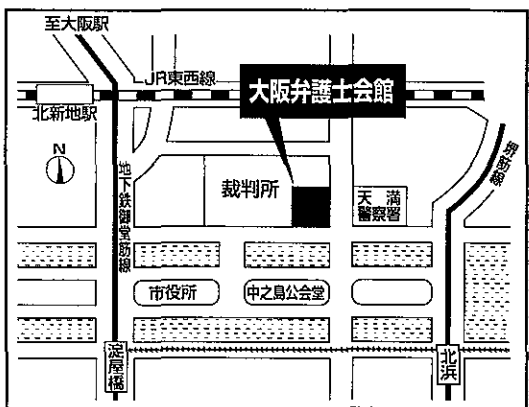
是非、多数ご参加いただきますようお願いします。

裁判員制度に関する骨格案

裁判官	裁判員	裁判員の対象年齢	対象事件	評決法	裁判員の辞退条件や休業制度	守秘義務
3人 (1人)	6人 (4人)	20歳以上	死刑または無期の法定刑の事件と、故意の犯罪行為で被害者を死亡させた事件	多数決	・病気、仕事、育児、介護など一定の事由で辞退できる ・雇用者は裁判員に休業を認めなければならない	・評議の経過や各裁判官・裁判員の意見、職務上知り得た秘密など ・違反は懲役含む刑事罰

(注) カッコ内の人数は被告が起訴事実を認め、争いのない事件の場合

大阪弁護士会館地図



(地下鉄・京阪電車「淀屋橋」「北浜」駅より徒歩8分)

お問い合わせ先

〒530-0047 大阪市北区西天満2-1-2

大阪弁護士会委員会担当室(担当:仲松)

TEL. 06-6364-1227